

第23回藤沢市地域公共交通会議

□日時：2021年(令和3年)7月16日(金)午後1時00分開会

□場所：藤沢市役所本庁舎7階 7-1会議室

□出席者

委員13名(順不同・敬称略・下線は代理出席)

澤野 幸男	東谷 聡子	高橋 肇	(佐藤委員代理) 坂野 定明	奥村 敬一
師尾 公兵	山本 まり子	三橋 裕	岡村 敏之	山口 敏彦
奈良 文彦	坂口 勝利	(最上委員代理) 鈴木 順也		

□次第

- 1 開会
- 2 会長及び副会長の選出
- 3 議事
 - 第1号議事 長後地区における新たな交通システムの実証運行計画について
 - 第2号議事 六会地区予約型乗合タクシー停留所の新規設置について
 - 第3号議事 生活交通改善事業計画
(バリアフリー化設備等整備事業-福祉タクシー) について
- 4 報告
 - 報告1 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
- 5 その他
- 6 閉会

□配布資料

- ・第1号議事： 長後地区における新たな交通システムの実証運行計画について
- ・第2号議事： 六会地区予約型乗合タクシー停留所の新規設置について
- ・第3号議事： 生活交通改善事業計画
(バリアフリー化設備等整備事業-福祉タクシー) について
- ・報告1： 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

□傍聴者：1名

第23回 藤沢市地域公共交通会議

議 事 録

日 時 2021年（令和3年）7月16日（金）午後1時
場 所 藤沢市役所本庁舎7階7-1会議室

藤沢市計画建築部都市計画課

- 午後1時 開会（都市計画課）

- 成立宣言（都市計画課）
 - ・委員17名中13名の委員が出席しており、会議成立

- 資料確認（都市計画課）

- 挨拶（都市計画課長）

- 委員及び出席者の紹介（都市計画課）

会長及び副会長の選出

○事務局 次第の2「会長及び副会長の選出」に移らせていただきます。

今回は、委員の改選がございましたので「藤沢市地域公共交通会議設置要綱」第6条の規定によりまして、会長の選出をお願いしたいと思います。

はじめに、会長の選出をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

— 意見なし —

○事務局 そうしましたら、事務局から案でございますが、会長の選出につきましては、これまでもこの会長は学識の方をお願いしているところでございますので、できましたら引き続きという形になりますが、岡村委員をお願いしたいと思います。みなさまいかがでしょうか。

— 異議なし —

○事務局 そうしましたら、岡村委員、よろしくお願ひできますでしょうか。

○岡村委員 はい。

○事務局 それでは、会長につきましては、会長席の方へお願いいたします。

～ 会長席へ移動 ～

○事務局 それでは、ここで、岡村会長より、お言葉をいただければと思います。

岡村会長よろしくお願ひいたします。

○岡村会長 改めまして、岡村でございます。よろしくお願ひいたします。藤沢市、いろいろな地域公共交通政策をしているということで、実は意外と全国から知られているとそういうところでもございます。それから、本日も議題に出てまいりますけれども、地域の中のいわゆる小さな交通という場合もありますけれども、実証実験または本格運行になっております。そのようなところ、地域の力が非常に大きいところ、それから、事業者さんのご努力というのもあつてのものだと思っております。もちろん行政の事務局、担当の力も大きいものだと思っております。みなさま、関係者全員、今申し上げ

げなかった部署の方も含めまして、全部で成り立っております。みなさまのいろいろなお知恵をいただいて、協議させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局 岡村会長ありがとうございました。

岡村会長におかれましては、本会議の運営等に関しまして、色々ご相談させていただくことがあろうと思いますので、ご指導のほど、よろしく願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、岡村会長に司会進行をお願いしたいと思います。

○岡村会長 それでは、次第だとまだ2番ということで、副会長の選出ということになっております。

副会長も先ほどの要綱をみていただきますと、互選ということになっております。みなさま、ご意見いかがでしょうか。

— 会長一任 —

○岡村会長 今、声をいただきましたが、慣例といいますか、提案させていただきますと、こちらも引き続き、市の方をお願いしているというところもありますので、引き続き藤沢市計画建築部長の奈良委員をお願いしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

— 異議なし —

○岡村会長 異議なしということでございますので、副会長には奈良委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、早速ではございますが、副会長席へのご移動をお願いいたします。

●傍聴希望者の確認（会長）

・傍聴希望者1名

第1号議事

○事務局 説明に際しまして長後地区の実証運行を請け負っているタクシー事業者の「株式会社ミナミ商会」の会議出席について、要綱第7条第5項の規定に基づき、お願いいたします。

○岡村会長 運営上必要があると認め、出席を認めます。

～ 株式会社ミナミ商会が出席 ～

○岡村会長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、第1号議事の「長後地区における新たな交通システムの実証運行計画について」、ご説明いたします。

お手元の第1号議事説明資料をご覧ください。

本日は、まず、「説明資料」の説明を行った後に、「第1号議事資料」の記載内容についてご審議いただきたくと思いますので、よろしく願いいたします。

1 ページをご覧ください。

1の「導入検討地区」についてご説明します。

本市では、公共交通のサービス圏域を鉄道駅から600m、バス停から300mとし、サービス圏域から外れる緑色で示す地域を交通空白地としております。今回導入を検討している地域は長後駅北側の交通空白地で、導入検討路線は長後駅東口を起点とし、赤色で示すルートを想定しております。

2の「検討経緯」についてご説明いたします。

長後地区の地域公共交通の検討につきましては、平成29年度に長後地区の郷土づくり推進会議に交通手段支援部会が設置されて具体的な検討が開始されました。

平成29年度と30年度に2回のアンケート調査を実施し長後地区の住民の方々の移動実態や需要、満足度の調査を行いました。

令和元年8月には、長後地区郷土づくり推進会議から藤沢市へ「地域の公共交通としてのバス網の充実に向けて」の提言書が提出されました。

これに対し、郷土づくり推進会議と市が連携し、地域の皆様と協働で進めていきたいと回答し、検討を開始しました。

令和2年3月には、長後地区の交通空白地へ交通事業者が運行する路線バスの導入について協議を行った結果、地域が主体となって運行を行う地域公共交通の検討を開始することとなりました。

令和2年度は、交通手段支援部会を計8回開催し、運行計画（素案）を作成しました。あわせて、運行ルート沿線自治会へのアンケート調査を行いました。

今年度も実証運行に向けた検討を進めております。

2 ページをご覧ください。

3の「実証運行に向けたアンケート結果の報告」では、今年の3月に実施したアンケート調査の結果をご説明します。

このアンケート調査は、実証運行予定エリアの方を対象とし、地域公共交通を導入した際の需要を調査するために実施しました。導入にあたって仮定する条件は枠内に記載されているとおりで、アンケート調査票は一番後ろに参考でつけております。

(2) 配布数、回収数については、13の自治会・町内会3,501世帯に配布し、2,119世帯からアンケートを回収し、回収率は60.5%でした。

(3) 利用意向について、「利用する」と回答した方は917世帯、43%となっています。「利用しない」と回答した方は、「料金が高い」「現在の移動手段から変更しない」が主な理由となっています。

3 ページをご覧ください。

(4) 利用者の年代及び利用頻度についてご説明します。ここからは「利用する」と回答した方を対象としています。母数については、1世帯1枚のアンケート調査を実施しており、世帯人数分の複数回答可のため、母数が異なっております。

利用する年代については、約半数が70代以上となっています。利用頻度については、週に1～2回が最も多く、約37%となっており、順に月に2～3回、週に3～4回となっています。また、ほぼ毎日利用すると回答した方は58人となっています。

(5) 利用時間帯について、駅まで向かう行き時間は、9～10時台に集中しており、約半数となっています。帰りの時間は、15～16時台が最も多くなっていますが、その前後の時間帯でも利用者が見込まれます。

(6) 利用者の推計について、アンケートで把握した回答者の利用意向を踏まえ、想定利用者数を推計しました。既に現在運行している「のりあい善行」や「おでかけ六会」のアンケート結果と実利用者の関係を考慮し、利用する人数は「ほぼ毎日利用する」と回答した58人と想定しております。

4ページをご覧ください。

実証運行計画についてご説明します。

運行形態は路線定期運行型で、運送の区間は、東ルートが図の赤線で示しております、長後駅東口から藤沢湘南台病院前を通り、滝の上ハイツ、桔梗台を通り、レーベンスクエアで折り返し、長後駅東口へ戻るルートとなっております。

西ルートは、図の青線で示しております、長後駅東口から小田急江ノ島線をわたり、長後老人憩の家を北上し一部大和市を通り、市営長後住宅、上谷台公園で折り返し長後駅東口へ戻るルートとなっております。

運行回数は、東ルートが午前9時～午後6時の間で1日9便、西ルートが午前9時～午後6時の間で1日4便、車両は、7人又は5人定員を使用し、一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両と兼用としています。

停留所は21か所です。運行事業者は株式会社ミナミ商会です。運賃はおとな300円、こども100円とします。運行日は平日のみの運行とします。

5の「今後のスケジュール」についてご説明いたします。

本日も審議をいただき、協議が整った場合、今月、交通事業者から運輸局へ道路運送法第21条の許可申請を行い、9月には地域の皆様への周知を実施し、10月1日からの実証運行を目指します。実証運行の結果を検証し、令和4年度以降に地域組織が主体となって運行を行う本格運行に移行したいと考えております。

なお次ページ以降、参考資料として航空写真上にルートを重ねたもの、本日も説明しましたアンケート調査票、関係法令の抜粋をつけております。

引続きまして、第1号議事資料をご覧ください。

1枚目に第1号議事での決議事項を示しております。

「1の協議が調っている路線又は営業区域」につきましては、先ほどもご説明した内容を、2枚目に添付した別紙1の路線・系統図に示しております。

「2の協議が調っている運行系統又は運送の区間」につきましても、同じ別紙1の路線・系統図に示しております。

「3の運行系統ごとの運行回数」につきましては、お示ししたとおりで、01系統（東ルート）が、午前9時台から午後5時台の9回、02系統（西ルート）が、午前9時台から午後5時台の4回、となっております。

「4の車両概要」につきましては、乗車定員7人又は5人とし、使用車両数は6両としており、一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両と兼用としています。

「5の運行の態様」につきましては、道路運送法第21条による乗合運送許可の路線定期運行型としています。

「6の協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法」につきましては、大人300円、小人100円、幼児については大人1人につき2名まで無料となっております。

裏面をご覧ください。

「7の適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件」を示したものです。適用する期間は、令和3年10月1日から1年以内とします。

その他の条件といたしましては、1つ目が「株式会社ミナミ商会が運行を行うこと」、2つ目が「乗りこぼし対策として、乗車定員に達した場合でも運行を継続し、停留所毎の乗車待ち人数を把握したうえで、続行便の無線手配など対応を行うこと」、3つ目が「運行を行う交通事業者及び藤沢市は、関係する地域の住民に対して時刻表等の必要な情報を事前に提供すること」、4つ目が「軽微な変更に関しては、藤沢市地域公共交通会議の議決によらず実施し、報告については、事後的に対応すること」です。

以上で、第1号議事の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○岡村会長 ありがとうございます。事務局からの説明が終わりましたが、この件について何かございますか。

○三橋委員 質問というわけではなく、極めて事務的な話しですけど、今回は道路運送法第21条による乗合運送許可ということですので、厳密に言いますと、表題等が今、道路運送法9条うんぬんとなっておりますが、そのところを道路運送法第21条による乗合運送許可による協議が整っているというような表題だけ変えていただきたいと思いますので、それだけお願いできればと思います。

○事務局 はい。申し訳ございません。確認させていただき、修正させていただきます。

○岡村会長 はい。他はいかがでしょうか。基本的には、私も全て記憶があるわけではないですけども、以前の会議に出てきていた案とそんなに大きな違うものではなく、本日の形で出てきているというものでございます。

いかがでしょうか。では、そうしますと、ご意見ご発言が無いので、この綴りの最後の方の、第1号議事資料の協議が整っていることの証明書の議決に入ってよろしいでしょうか。

— 異議なし —

○岡村会長 そうしますと、こちら、タイトルは確認をして修正いただく前提で、特にご

異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

— 異議なし —

○岡村会長 そうしましたら、こちらは承認されたとさせていただきます。みなさま、どうもありがとうございました。

～ 株式会社ミナミ商会在退席 ～

第2号議事

○事務局 第2号議事の六会地区予約型乗合タクシー停留所の新規設置につきまして、ご説明いたします。

お手元の第2号議事説明資料1ページをご覧ください。

1. 予約型乗合タクシー「おでかけ六会」について、ご説明いたします。

1-1. 概要といたしましては、六会地区の「おでかけ六会」は、本会議で運賃等について合意され、運行に至った予約型乗合タクシーです。小田急江ノ島線六会日大前駅周辺エリア及び六会地区西俣野北部エリア内で、2018年4月から本格運行しております。下に記載しておりますのが、現在の「おでかけ六会」の運行エリアマップとなります。

次に、1-2. 運行内容につきましては、運営主体が、おでかけ六会協議会となります。運行方法といたしましては、区域運行となり、運賃につきましては、正会員が300円、準会員が500円、未就学児を除く中学生未満の子どもにつきましては、100円、幼児については、無料となっております。運行予約につきましては、事前に利用者登録を行い、利用したい時間の1時間前までに、予約を行うシステムとなっております。運行日は、月曜日、水曜日、金曜日の週3日となり、運行日が祝日の場合は、運休となります。運行時間といたしましては、午前8時45分から午後4時50分までの、1日8便となります。詳細な運行時間につきましては、資料に記載しておりますので、ご確認ください。運行車両につきましては、5人乗りの車両となり、資料に記載のある写真のとおりとなります。車両の運行者といたしましては、神奈中タクシー株式会社です。市の支援内容につきましては、記載のとおりとなっております。

次のページをご覧ください。

1-3. 運行実績について、ご説明いたします。

令和2年度の運行実績は、735人の利用があり、月間では平均で約60人の利用があります。令和2年4月から5月にかけて、利用が低迷しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言があった影響と考えております。

停留所は、六会日大前駅周辺エリアの六会日大前駅東口やヨークフーズ藤沢六会店、高頻度利用者がいる西俣野北部エリアの六会団地-14などで多く利用されています。

また、令和3年度におきましては、現在も継続しております「まん延防止等重点措置」

期間であることから、利用が低迷しており、月間平均で約50人となっております。

次に、2. 停留所の新規設置について、ご説明いたします。

2-1. 新規設置をする停留所といたしましては、西俣野北部エリアにある「西俣野上-9」です。小栗塚公園から約120m北側の位置に、停留所を新規設置するものです。

次のページに位置図を記載しておりますので、次のページをご覧ください。青の点で示している箇所が、新設箇所となります。

新規に停留所を設置する理由といたしましては、新設停留所周辺には、停留所が無く、西俣野北部エリアの利用環境向上を図ること、また、利用者から停留所の新規の設置要望があり、かつ要望者の定期的な利用が見込めることから、新規に設置するものです。

また、新規設置の位置は、交通管理者の了解を得ております。

最後に、2-2. 協議証明書の発行及び手続きといたしましては、おでかけ六会は、本会議で発行した道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる、協議が調っていることの証明書により運行しているため、停留所の新規設置に対応した協議証明書を発行し、交通事業者から運輸局へ許可申請を行います。手続きが完了次第、停留所の利用を開始いたします。

また、協議証明書（案）を第2号議事資料として付けておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○岡村会長 それでは、この件につきましては、何かございますか。

議事としましては、1か所追加ということではありますが、ご発言いただければと思います。

特にございませんか。

では、そうしましたら、こちらも議決ということできさせていただいてよろしいですか。

— 異議なし —

○岡村会長 そうしますと、1か所停留所を追加することにつきまして、特にご異議ございませんか。

— 異議なし —

○岡村会長 はい、ありがとうございます。そうしましたら、協議が整ったということで承認されました。ありがとうございました。

第3号議事

○事務局 第3号議事の「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業-福祉タクシー）」につきまして、ご説明いたします。

お手元の第3号議事説明資料をご覧ください。

1. 趣旨説明につきまして、はじめに、生活交通改善事業計画の概要について、説明させていただきます。生活交通改善事業計画とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、市区町村が地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握し、地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障がいの解消等を図る取組みについての計画をいいます。

続いて、本件についてご説明いたします。ユニバーサルデザインタクシー車両導入補助に関する、令和3年当初予算が国土交通省に計上されたことから、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づき、交通事業者が交通会議の承認を受けて所定の「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」の提出を行うものです。

この改善計画の提出により交通事業者は、ユニバーサルデザインタクシー車両の導入にあたりまして、交付要綱に基づく補助金の交付を受けることが可能となり、バリアフリー化を推進する事業者の負担軽減と、藤沢市域での導入促進を図るものとなります。

2. 計画の概要といたしましては、バリアフリー化設備等整備事業の内容及び実施する事業者を記載しております。

今回は、ユニバーサルデザインタクシー車両の導入が17台となっております。

次に、バリアフリー化設備等整備事業に要する費用につきましては、UDタクシー車両の導入にかかわる全体の費用、負担割合を記載しております。また、総事業費につきまして、補助金の内示が昨日出ましたが、内示の詳細は、これからとなりますので、現在は見込み額となっております。

第3号議事資料におきまして、生活交通改善事業計画（案）を付けております。

今回ご審議いただきました結果を、生活交通改善事業計画（案）の7の藤沢市地域公共交通協議会の開催状況と主な議論、及び8の利用者等の意見の反映の項目に記載し、令和3年度に各タクシー会社が国土交通省に本計画を提出する予定となっております。

説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岡村会長 こちらも、審議事項として毎回みなさまにご審議をお願いしているのですが、いかがでしょうか。

特にご発言ございませんか。

こちら、議決に入りますが、こちら特に異議なしということでみなさんよろしいですか。

— はい —

○岡村会長 では、原案どおり承認ということでお願いします。

報告1

○事務局 報告1の令和2年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価につきまして、

ご説明させていただきます。

お手元の報告資料1をご覧ください。

1. 趣旨説明につきまして、はじめに、地域公共交通確保維持改善事業について、ご説明いたします。

地域公共交通確保維持改善事業は、先ほど第3号議事でご説明いたしました「生活交通改善事業計画」に基づいて実施される事業を言います。

続けて、本件について、ご説明いたします。

本件は、国土交通省が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に従い、令和2年度に導入された福祉タクシー車両及びノンステップバス車両に関して、所定の事業評価を行うものです。導入に際しては、第20回藤沢市地域公共交通会議において議決をされた生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）に基づいており、事業評価の結果は、国土交通省に報告するとともに、公表することになっております。

なお、ノンステップバスの導入は見送られております。

2. 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業の結果につきましては、ユニバーサルデザインタクシー車両5台の導入を進めました。

次に、令和2年度地域公共交通確保維持改善事業評価結果に係る提出物といたしましては、次ページ以降でご説明させていただく、別添1の地域公共交通確保維持改善事業・事業評価、別添1-2の事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について、及び、地域公共交通確保維持改善事業、の3つの提出となります。

また、参考資料として第20回藤沢市地域公共交通会議において議決をされた、令和2年度の生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）を添付しております。報告1資料をご覧ください。

こちらでは国土交通省が定める別添1資料で、地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）となっております。

協議会名は藤沢市地域公共交通会議、評価対象事業名はバリアフリー化設備等整備事業です。

①の補助対象事業者等につきましては、相模交通株式会社、藤沢タクシー株式会社、株式会社ミナミ商会と相愛交通株式会社です。

②の事業概要はUDタクシーの導入となっております。

③の前の事業評価結果の反映状況につきましては、藤沢市域のUDタクシー車両の導入を促進させました。

④の事業実施の適切性は、事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施されたものとしています。

⑤の目標・効果達成状況といたしましては、福祉タクシー車両5両の導入を図りました。

⑥の事業の今後の改善点として、事業が概ね計画どおり実施され、利用者の移動の円

滑化・利便性の向上が図られたことから、引き続き事業を進める。としております。

次のページをご覧ください。

こちらは国土交通省が定める別添1の2の資料で、地域公共交通確保維持改善事業の実施と生活交通確保維持改善計画との関連について記載しております。

内容につきましては、第3号議事で議決をいただいております、生活交通改善事業計画の目的及び必要性について記載をしたもので、内容が重複しますので説明を割愛させていただきます。

また、次のページにあります、地域公共交通確保維持改善事業の資料につきましても同様に、第3号議事的生活交通改善事業計画と重複しますので、こちらにつきましても、説明を割愛させていただきます。

説明は以上となります。

○岡村会長 こちらは、報告ということでございますが、何かご発言ございますか。

特によろしいですか。

そうしますと、こちら、報告ということで、みなさまのご了解をいただいたということにさせていただきます。

その他

○岡村会長 それでは、5番、その他ですが、事務局からお願いいたします。

○事務局 事務局からは特にございません。

○岡村会長 委員のみなさまから何かご発言、ありましたらではございますが、ありますか。

はい、よろしいですか。

それでは事務局、進行をお願いします。

●午後2時 閉会（都市計画課）